

令和5年第4回銚田市議会定例会のお知らせ

問 市議会事務局 ☎ 36-7939

●開会 12月7日(木) 10:00から
銚田市役所3階 市議会議場

- 日程 12月7日(木) 本会議(開会)
12日(火) 本会議(一般質問)
13日(水) 本会議(一般質問)
14日(木) 本会議(一般質問)
18日(月) 常任委員会
19日(火) 常任委員会
20日(水) 常任委員会
22日(金) 本会議(閉会)

※日程は変更になる場合があります。
なお、本会議はインターネット中継、旭総合支所及び大洋公民館で映像を視聴することができます。



家屋に関する手続きのご案内

問 市役所 税務課 ☎ 36-7454
水戸地方税務局鹿嶋支局 ☎ 0299-83-6000

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)に家屋を所有している方に対して年税額が課税されますので、令和5年中に家屋を取り壊したり、所有者を変更された場合は、次の区分に応じた手続きを行ってください。

法務局で家屋の滅失登記、所有権移転登記をされた場合、または既に市役所へ届出をしている場合は、手続きの必要はありません。

家屋を取り壊したとき

- ・登記されている家屋
法務局(水戸地方税務局鹿嶋支局)へ滅失登記申請をしてください。
- ・登記されていない(未登記)家屋
「家屋滅失届」により市役所税務課または、各市民センター総合窓口グループへ届出をしてください。

家屋の所有者が変わったとき

- ・登記されている家屋
法務局(水戸地方税務局鹿嶋支局)へ所有権移転登記申請をしてください。
- ・登記されていない(未登記)家屋
「家屋名義人変更届」に、所有権が移転した事を証する書類の写しを添えて、市役所税務課または、各市民センター総合窓口グループへ届出をしてください。また、すでに家屋名義人が亡くなっているにも関わらず、名義人変更の届出がなされていないために、長期間、被相続人名義のままとなっている家屋についても、相続した方への名義人変更の届出が必要となります。

予防接種費用の一部を助成します

問 市役所 健康増進課 ☎ 33-3691

大人の風しん等予防接種

妊婦を風しんウイルスの感染から守り、先天性風しん症候群の発症を防ぐため、ワクチンを接種しましょう。

■対象者

平成2年4月1日以前に生まれた方のうち、下記の①～③のいずれかに該当する方(1回限り)

- ①妊娠している女性の夫(内縁、婚姻予定を含む)
- ②妊娠を予定または希望している女性とその夫
- ③昭和54年4月2日～平成2年4月1日生まれの男性で、抗体価が低く、ワクチン接種が必要と判断された方(抗体検査は、過去5年以内に実施したもの)

※ただし、妊娠中の方又はその可能性がある方、定期予防接種対象者(昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性)、過去に当申請で助成を受けた方を除きます。

■助成額

- ・風しんワクチン接種 3,000円
 - ・麻しん風しん混合(MR)ワクチン接種 5,000円
- (接種費用と助成額の差額は自己負担)
※支払い方法は償還払いとなります。

■申請に必要な書類

- ・銚田市風しん等予防接種費用助成申請書兼請求書(窓口・ホームページ)
- ・風しん予防接種の領収書(原本)
- ・接種日、接種したワクチンがわかるもの
- ・印鑑(朱肉を使うもの)
- ・振込口座(申請者本人名義)
- ・対象者③の方のみ
→風しん抗体検査の値が確認できるもの



おたふくかぜ予防接種

おたふくかぜとは

おたふくかぜはムンプスウイルスの感染によって、片側あるいは両側の唾液腺に腫れや痛みを起こす感染症です。まれに無菌性髄膜炎や脳炎、聾炎、感音性難聴等の重い合併症を起こすこともあります。

■対象者

1歳～就学前までの方(1回限り)
(ただし、罹患者と2回接種済みの方は除く)

■助成額

3,000円(接種費用と助成額の差額は自己負担)

■申請方法

母子健康手帳を持参のうえ予防接種予診票の交付を受けてください。



銚田市新庁舎・公共施設等整備に関する市民説明会を開催しました

新庁舎や公共施設の整備を進めていくにあたり、整備の必要性や方向性について、市民の皆様にご理解を深めていただくために、令和5年10月19日(木)、20日(金)、21日(土)に旭・銚田・大洋の3会場で市民説明会を開催し、延べ133名の方にご参加いただきました。

なお、今回の市民説明会において使用した資料につきましては、市ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

今後も、市の広報紙やホームページ等において、新庁舎・公共施設等整備に関する情報を発信してまいります。



説明会の様子

問 市役所 政策秘書課 ☎ 36-7151



市民説明会において使用した資料はこちらの二次元コードからご覧いただけます

今後の取り組み

現在、新庁舎や公共施設の整備方針の大枠の整理を行う「基本構想」策定のため、基本構想検討委員会の立ち上げに向けた準備を進めています。

基本構想検討委員会は、市内各種団体の方、市が無作為に抽出した市民の方などに委員としてご参加いただき、市民の方々の意見を伺いながら、施設整備の目指すべき方向性を検討していきます。

